



長野県報

10月30日(月)
令和5年
(2023年)
第453号

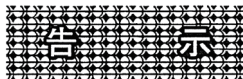
目次

告示

長野県議会定例会の招集(財政課).....	1
液化石油ガス販売事業者の認定(産業技術課).....	1
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課).....	1
公職選挙法に基づく参議院長野県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨(選挙管理委員会).....	2
令和5年4月23日執行の辰野町議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決(選挙管理委員会).....	13

公告

家畜伝染病発生届出(園芸畜産課家畜防疫対策室).....	25
建築基準法に基づく監督命令(建築住宅課).....	25



長野県告示第560号

令和5年11月30日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

令和5年10月30日

長野県知事 阿部 守一

財政課

長野県告示第561号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定しました。

令和5年10月30日

長野県知事 阿部 守一

氏名又は名称 及び代表者の氏名	住所又は所在地	認定年月日
重野エルピーガス株式会社 代表取締役 重野 幸永	木曾郡木曾町福島5386-1	令和5年10月17日

産業技術課

長野県告示第562号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和5年10月30日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

虻沢

2 指定の区域

埴科郡坂城町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県千曲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

選告示第36号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により提出のあった令和4年7月10日執行の参議院長野県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨は、次のとおりです。

令和5年10月30日

長野県選挙管理委員会委員長 北島靖生

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和4年7月10日執行参議院長野県選出議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

(法定選挙運動費用額) 46,147,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	秋山 良治	所属党派	参政党	期間	5月17日から 7月20日まで		第1回分
出納責任者氏名	塚原 実佳						

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

円

参政党本部

1,713,264

瀧澤 恭子

40,000

参政党長野支部

2,006,542

その他の寄附 1件

20,000

その他の収入

0

今回計

3,779,806

前回計

-

総計

3,779,806

支出

円

人件費 15,000

家屋費 127,483

選挙事務所費 20,000

集会会場費 107,483

通信費 8,844

交通費 26,980

印刷費 1,714,294

広告費 1,692,123

文具費 11,805

食糧費 70,334

休泊費 78,705

雑費 24,480

今回計 3,770,048

前回計 -

総計 3,770,048

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	政見放送のための録画等	0円
	計	0円

報告書受理年月日

令和4年7月25日

第1回報告分

候補者氏名	岩渕 政史	所属党派	無所属	期 間	6月20日から 7月10日まで	第1回分
出納責任者氏名	岩渕 政史					

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額)	円
サルサ岩渕後援会		332,200	
その他の寄附		0	
その他の収入		3,000,000	
今回計		3,332,200	
前回計		—	
総 計		3,332,200	

支出

人件費	0
家屋費	0
選挙事務所費	0
集合会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	321,200
広告費	11,000
文具費	0
食糧費	0
休泊費	0
雑費	0
今回計	332,200
前回計	—
総 計	332,200

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	政見放送のための録画等	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和4年7月21日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	杉尾 秀哉	所属党派	立憲民主党	期間	6月1日から 7月21日まで	第1回分
出納責任者氏名	北澤 善男					

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額) 円		円
立憲民主党		5,000,000	人件費	693,650
			家屋費	1,576,260
			選挙事務所費	1,302,730
			集会会場費	273,530
			通信費	76,368
			交通費	151,569
			印刷費	4,012,604
			広告費	5,708,705
			文具費	22,587
			食糧費	539,060
			休泊費	683,880
			雑費	332,612
その他の寄附		0		
その他の収入		0		
今回計		5,000,000	今回計	13,797,295
前回計		—	前回計	—
総 計		5,000,000	総 計	13,797,295

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	347,400円
	ビラの作成	956,800円
	ポスターの作成	1,685,304円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	509,517円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770円
	政見放送のための録画等	3,339,000円
	計	7,257,195円

報告書受理年月日	令和4年7月25日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	杉尾 秀哉	所属党派	立憲民主党	期間	6月20日から 7月28日まで	第2回分
出納責任者氏名	北澤 善男					

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円
立憲民主党長野県参議院選挙区第1総支部		10,000,000	
その他の寄附		0	
その他の収入		0	
今回計		10,000,000	
前回計		5,000,000	
総計		15,000,000	

支出

人件費	1,820,200
家屋費	1,238,638
選挙事務所費	383,898
集会会場費	854,740
通信費	47,433
交通費	186,604
印刷費	0
広告費	0
文具費	66,181
食糧費	65,527
休泊費	0
雑費	101,615
今回計	3,526,198
前回計	13,797,295
総計	17,323,493

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	347,400円
	ビラの作成	956,800円
	ポスターの作成	1,685,304円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	509,517円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770円
	政見放送のための録画等	3,339,000円
	計	7,257,195円

報告書受理年月日	令和4年8月2日	第2回報告分
----------	----------	--------

候補者氏名	杉尾 秀哉	所属党派	立憲民主党	期 間	6月6日から 8月3日まで	第3回分
出納責任者氏名	北澤 善男					

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額) 円		円
池田 成彦	会社役員	50,000	人件費	450,201
石塚 博敏	会社役員	30,000	家屋費	750,060
堀内 文雄	会社役員	40,000	選挙事務所費	750,060
			集合会場費	0
			通信費	120,050
			交通費	46,636
			印刷費	110,000
			広告費	285,702
			文具費	550
			食糧費	137,956
			休泊費	57,500
			雑費	258,083
その他の寄附 13件		125,000		
その他の収入		0		
今回計		245,000	今回計	2,216,738
前回計		15,000,000	前回計	17,323,493
総 計		15,245,000	総 計	19,540,231

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	347,400円
	ビラの作成	956,800円
	ポスターの作成	1,685,304円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	509,517円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770円
	政見放送のための録画等	3,339,000円
	計	7,257,195円

報告書受理年月日	令和4年8月9日	第3回報告分
----------	----------	--------

候補者氏名	杉尾 秀哉	所属党派	立憲民主党	期 間	6月22日から 8月9日まで	第4回分
出納責任者氏名	北澤 善男					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額) 円			円
			人件費		0
			家屋費		160,556
			選挙事務所費		160,556
			集会会場費		0
			通信費		8,550
			交通費		53,154
			印刷費		36,300
			広告費		0
			文具費		18,686
			食糧費		46,010
			休泊費		0
			雑費		151,424
その他の寄附		0			
その他の収入		0			
今回計		0	今回計		474,680
前回計		15,245,000	前回計		19,540,231
総 計		15,245,000	総 計		20,014,911

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	347,400円
	ビラの作成	956,800円
	ポスターの作成	1,685,304円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	509,517円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770円
	政見放送のための録画等	3,339,000円
	計	7,257,195円

報告書受理年月日	令和4年8月19日	第4回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	杉尾 秀哉	所属党派	立憲民主党	期間	6月22日から 8月24日まで	第5回分
出納責任者氏名	北澤 善男					

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円
その他の寄附		0
その他の収入		0
今回計		0
前回計		15,245,000
総計		15,245,000

支出

人件費	10,350
家屋費	176,000
選挙事務所費	176,000
集会会場費	0
通信費	39,124
交通費	33,520
印刷費	17,400
広告費	528,000
文具費	1,000
食糧費	4,552
休泊費	0
雑費	19,564
今回計	829,510
前回計	20,014,911
総計	20,844,421

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	347,400円
	ビラの作成	956,800円
	ポスターの作成	1,685,304円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	509,517円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770円
	政見放送のための録画等	3,339,000円
	計	7,257,195円

報告書受理年月日	令和4年8月26日	第5回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	杉尾 秀哉	所属党派	立憲民主党	期 間	8月30日から	第6回分
出納責任者氏名	北澤 善男				8月30日まで	

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額)	円
その他の寄附		0	
その他の収入		0	
今回計		0	
前回計		15,245,000	
総 計		15,245,000	

支出

人件費	0
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会会場費	0
通信費	26,743
交通費	0
印刷費	0
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
休泊費	0
雑費	0
今回計	26,743
前回計	20,844,421
総 計	20,871,164

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	347,400円
	ビラの作成	956,800円
	ポスターの作成	1,685,304円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	509,517円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770円
	政見放送のための録画等	3,339,000円
	計	7,257,195円

報告書受理年月日	令和4年9月2日	第6回報告分
----------	----------	--------

候補者氏名	手塚 大輔	所属党派	日本維新の会	期間	5月17日から 7月22日まで	第1回分
出納責任者氏名	手塚 大輔					

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円
日本維新の会		5,000,000	
巧友会		200,000	
日本維新の会参議院長野県選挙区第1支部		2,440,643	
その他の寄附		0	
その他の収入		145,097	
今回計		7,785,740	
前回計		—	
総計		7,785,740	

支出

人件費	4,218,353
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会会場費	0
通信費	0
交通費	120,043
印刷費	2,475,000
広告費	785,637
文具費	1,401
食糧費	149,886
宿泊費	0
雑費	35,420
今回計	7,785,740
前回計	—
総計	7,785,740

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	政見放送のための録画等	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和4年7月25日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	秦 光秀	所属党派	自由民主党	期 間	6月5日から 7月18日まで	第1回分
出納責任者氏名	岩谷 千里					

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額)	円
自由民主党長野県参議院選挙区第三支部		9,400,000	
その他の寄附			
その他の収入		0	
今回計		9,400,000	
前回計		—	
総 計		9,400,000	

支出

人件費	3,003,505
家屋費	664,706
選挙事務所費	332,797
集会会場費	331,909
通信費	90,148
交通費	374,885
印刷費	2,989,564
広告費	8,045,996
文具費	34,858
食糧費	576,310
休泊費	468,580
雑費	161,921
今回計	16,410,473
前回計	—
総 計	16,410,473

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	347,400円
	ビラの作成	956,800円
	ポスターの作成	1,685,304円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	283,065円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770円
	政見放送のための録画等	3,343,000円
	計	7,034,743円

報告書受理年月日	令和4年7月22日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	秦 光秀	所属党派	自由民主党	期 間	8月18日から 8月25日まで	第2回分
出納責任者氏名	岩谷 千里					

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額)	円
自由民主党長野県参議院選挙区第三支部		154,128	
その他の寄附		0	
その他の収入		0	
今回計		154,128	
前回計		9,400,000	
総 計		9,554,128	

支出

人件費	0
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会会場費	0
通信費	115,155
交通費	0
印刷費	21,138
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
休泊費	0
雑費	42,105
今回計	178,398
前回計	16,410,473
総 計	16,588,871

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	347,400円
	ビラの作成	956,800円
	ポスターの作成	1,685,304円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	283,065円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770円
	政見放送のための録画等	3,343,000円
	計	7,034,743円

報告書受理年月日	令和4年8月25日	第2回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	日高 千穂	所属党派	NHK党	期間	6月18日から 7月9日まで	第1回分
出納責任者氏名	日高 千穂					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円			円
NHK党		398,418	人件費		0
			家屋費		0
			選挙事務所費		0
			集会会場費		0
			通信費		0
			交通費		0
			印刷費		398,418
			広告費		0
			文具費		0
			食糧費		0
			休泊費		0
			雑費		0
その他の寄附		0			
その他の収入		0			
今回計		398,418	今回計		398,418
前回計		—	前回計		—
総計		398,418	総計		398,418

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	政見放送のための録画等	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和4年7月15日	第1回報告分
----------	-----------	--------

選挙管理委員会

選告示第37号

令和5年4月23日執行の辰野町議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対して、当委員会は、次のとおり裁決しました。

令和5年10月30日

長野県選挙管理委員会委員長 北島靖生

裁 決 書

長野県上伊那郡辰野町大字横川3206番地

審査申立人 樋口博美

上記審査申立人(以下「申立人」という。)から令和5年7月24日付けで提起された同年4月23日執行の辰野町議会議員一般選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する審査の申立て(以下「本件審査の申立て」という。)について、長野県選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は次のとおり裁決する。

主 文

本件選挙における当選の効力に関する異議の申出に対し、辰野町選挙管理委員会(以下「町委員会」という。)が令和5年7月11日付けで行った棄却の決定を取り消す。

本件選挙における当選人本多慶司(以下「当選人」という。)の当選は、これを無効とする。

審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙における当選人の当選の効力に関する異議の申出について、町委員会が令和5年7月11日付けで行った上記異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）を不服として、当委員会に対し、原決定の取消しを求めるとともに、当選人の当選を無効とする裁決を求めて審査を申し立てたものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

- 1 異議申出人の一人瀬郁也氏は、本件選挙について、当選人の辰野町大字横川地内における3か月の居住実態が不明のため選挙結果について異議を申し出た。
- 2 この異議の申出に対し、町委員会は、当選人が住民票の住所には居住していないことを認めているものの、辰野町内のホテルに3か月間で25日滞在したことを居住実態と認め、棄却する決定を行った。
- 3 町委員会の決定書では、当選人は令和5年1月23日から4月23日までの間（以下「本件期間」という。）、たつのパークホテルで25日宿泊し、その他を東京のホテルで宿泊していたとしている。家族もなく、居住のための家を持っていなかったとするなら、その事実もあるかと思われるが、当選人は令和5年5月より辰野町のアパートの1部屋を賃貸で入居していることから、東京でも賃貸、もしくは持ち家かマンションを所有していることが自然で、ホテルで宿泊していたとする証拠となる領収書等の提示もない。ホテル宿泊を常とするなら辰野町でアパートを借りることも理解に苦しむ。
- 4 当選人が経営する会社（以下「本件会社」という。）は、社員80名以上、売り上げは2018年実績で150,000万円を上げているとおり、飲食店を中心に成長企業である。
- 5 辰野町の食材を利用するために辰野町に住み、東京で活動しているとあるが、辰野町からどれくらいの野菜が送られているのかの資料提示もなく、事業バランスからして、東京での活動の中で辰野町において有機野菜を中心とした事業展開を始めたと考えの方が自然である。
- 6 東京のホテルに宿泊しているのは、辰野町で生産された農産物等の食材を、本件会社が首都圏で展開する飲食店で使用、販売するためとあるが、会社の事業規模と辰野町から送られる野菜の量を考えても、中心はどこにあるか理解できる。
- 7 決定書の結論で、当選人が住民票上の住所地には居住していないことを認めた上で、辰野町に住所があると反論しているとあるが、その住所とはどこなのか、そこにはいつから居住しているのかは示されていないまま、本件の争点から外されていることが理解できない。
- 8 東京のホテルに宿泊する目的を、全て辰野町の農産物を首都圏の飲食店で利用するためのみとして、生活の全てが辰野町にあるとしているが、家族の有無、不動産の有無等の調査がされないまま、ホテル生活を認めることは理解に苦しむ。着替えや私服はどこにあるのか、毎日新しいものを着ているなら別だが、所持品の管理はどうしているのか、全て調査がされないまま、本人から提出のあった証拠だけでは不十分と考える。
- 9 判断基準となった証拠については全く説明も提示もない。
- 10 よって、町委員会の決定の取消しと当選人の当選を無効とするの裁決を求める。

争点

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第9条第2項には、「日本国民たる年齢満十八年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と、法第10条第1項第5号には、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のもの」が被選挙権を有すると規定されている。

したがって、本件審査の申立てにおいて争点となるのは、当選人が、本件選挙の被選挙権の要件である本件選挙の期日まで引き続き3箇月以上、すなわち本件期間引き続き辰野町の区域内に住所を有している者であったか否かという点である。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものとしてこれを受理し、町委員会からは弁明書を、申立人からは反論書をそれぞれ徴した。また、利害関係人である当選人を本件審査の申立ての参加人として審理に参加させ、意見書の提出を求めた。なお、当選人から意見書の提出はなかった。

さらに、町委員会及び当選人に対して証拠物件の提出を求めるとともに、質問を行い回答を得たほか、住民票上の住所等の検証を実施した。加えて、申立人の申立てに基づき意見を述べる機会を与えるなど慎重に審理を行った。

その結果は、次のとおりである。

- 1 本件審査の申立てに対する町委員会の弁明
 - (1) 当選人の当選を有効と判示した基本的考えは、最高裁判所の昭和35年3月22日第三小法廷での判決「最高裁判所昭和35年(オ)第84号・当選無効確認事件」である。この最高裁判決は、法第9条第2項の住所についての基本的な定義を明確にした判決であり、同判決は、「法第9条第2項の住所とは、その人の生活のためにもっとも関係の深い一般生活、全生活の中心をもって、その者の住所と解すべく、私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない。」と判示している。上記最高裁判決を基本にして、当選人の住所について考察したものである。
 - (2) 当選人が東京に泊まる場合の住居については、当選人の妻と子供がいる東京都江戸川区内であり、妻と子はここに住民票をおいてある。
 - (3) 本件会社の本社所在地は、上伊那郡辰野町大字横川Bとされており、ここには本件会社の役員が所有する民家があり、当選人は本件会社の本社としてこの民家も利用していた。

- (4) 当選人は辰野町に宿泊する際はたつのパークホテルを利用していましたが、それ以外にも本件会社の本社等にも生活していたことが認められる。
- (5) 前述の最高裁判決で示すとおり、人の生活は、その人の経済活動と切り離して考えることはできない。当選人は本件会社の経営者であり、本件会社の経済活動の内容によって、当選人の生活実態も決定されることになる。
- (6) 本件会社は、辰野町において生産される農作物等の食材を本件会社が展開している首都圏の飲食店で使用することを営業目的としていたことから、辰野町を拠点とした生活と辰野町にて生産された食材を店舗のある首都圏でマルシェ展開するために首都圏にて活動していたものであり、その活動の主体は、辰野町で生産された食材を本件会社が展開する首都圏の飲食店で使用・販売するということから、たつのパークホテルを基盤にして、東京にいる時は、江戸川区の妻子の居宅に宿泊しながら、首都圏にて本件会社の営業活動のために宿泊を伴う業務活動に従事していたものである。
- (7) 本件会社は、令和4年9月15日に東京都港区から辰野町に本社を移転した。本件会社は、飲食店経営と食品製造を目的として、30の飲食店を首都圏において運営している。
- (8) 辰野町への移転は、辰野町や町内の農家でつくる「食の革命プロジェクト運営協議会」との関わりの中で、生命の育みと、自然の恵みを大切に新たな飲食のライフスタイルを提案し、辰野町の農産物を使った商品を開発し、レストラン部門だけではなく中食事業（テイクアウト・デリバリー事業）にも力を入れていくという会社としての基本方針に基づくものである。その関係で辰野町の農産物を主力食品とすべく本社を辰野町に移転したものである。
- (9) 要するに、川に例えると辰野町を源流とし、首都圏に支流を持ち、辰野町の野菜等を支流まで運び販売する辰野町を基本とする会社なのである。
- (10) 仮に本件会社が、辰野町で採れた野菜等の食材を辰野町で販売することを目的とするのであれば、その経営者たる当選人は、辰野町を離れる必要はないが、本件会社は辰野町の野菜等を東京の店舗にて販売することを目的としている以上、当選人は東京の妻子の居宅において起臥する必要があるのは当然である。それ故、辰野町と東京を行き来する生活をせざるを得なかったのである。
- (11) 令和2年6月10日付け総行選第35号、総務大臣より各都道府県知事、各都道府県選挙管理委員会委員長等宛てに通知のあった「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公職選挙法の一部改正の施行について」の中でも「住所の認定は、客観的居住の事実を基礎とし、これに居住者の主観的居住意思を総合して行うもの」と示されており、前述の状況のとおり当選人の辰野町における居住意思は明白であることから、当委員会の判断を裏付けるものとして解している。
- (12) 以上のことから、法第9条第2項に規定する「住所」を辰野町の範囲内、生活・活動の基盤としてきた「たつのパークホテル」が所在する樋口地籍に有していたと認める。

2 町委員会の弁明に対する申立人の反論

- (1) 町委員会は、決定書において、当選人はたつのパークホテルと東京のホテルを利用して、辰野町で生産された食材を店舗のある首都圏でマルシェ展開していたとあり、法上の住所について、当選人が東京のホテルに宿泊する目的として、辰野町に本社がある会社が、辰野町の農産物を首都圏で利用するためのみであると、当選人の住所が辰野町にあり、その他には特定の居場所は存在しないと示していた。しかし、弁明書の中では、東京にて活動する場合は、江戸川区の妻子の居宅に宿泊しながら、首都圏にて本件会社の営業活動のために宿泊を伴う業務活動に従事していたと、その根拠について変更してきている。
- (2) 住所の認定について、客観的居住の事実を基礎とするならば、東京における宿泊先とした妻子が住む自宅が生活の拠点と判断すべきである。東京のホテルに滞在していたとする決定書の住所認定の理由が、自宅から通っていたとなると私生活面の住所は東京の自宅にあったと認定することが自然である。
- (3) 事業活動面の住所についても、本件会社の事業量（2018年売上実績150,000万円）に占める辰野町の農作物取扱量を見れば、本件会社の事業の中の一つが辰野町での事業展開と考えられる。
- (4) これらから、当選人の生活拠点は、東京都江戸川区にあり、事業の中心は40店舗を超える飲食店事業を展開する東京都にあり、当選挙における被選挙権を有してはいないと判断し、町委員会が当選は有効とする主張は否認する。
- (5) 令和5年1月頃より、たつのパークホテルの管理者として、4月からの運営開始に向けて当ホテルに宿泊して業務を行うことが多くなるとあるが、1月に2日、2月に7日、3月に9日の宿泊実績であり、指定管理者としての業務が増えてもこの程度である。辰野町の農産物を売るための宿泊は果たしてどの程度か。
- (6) 当選人が上伊那郡辰野町大字横川Aへ住民票を移したのは、この物件が辰野町が展開する「空き家バンク」の登録物件で、購入、片付け、改修に補助金が出る仕組みになっていて、その条件として、住民票が必要となるため、当選人は住民票を移したと思われる。将来、社員を含め本人も宿泊する可能性はあるが、現在住める状態ではない。
- (7) 本件会社の本社として購入した上伊那郡辰野町大字横川Bの物件は、人の出入り等全くなく光熱費等の料金は基本料金と思われる、生活実態を示すものではない。
- (8) 本件会社の本社は登記上辰野町にあるが、職員は東京都港区のオフィスで業務している。会社の経費、80人を超える職員の人件費等を考えると、辰野町の食材を販売することで賄えるとは考えられず、事業の中心は都内を中心に展開する40店舗以上の飲食店経営にあると考える。
- (9) 辰野町での事業は本件会社業務の一つであり、妻子のいる江戸川区の自宅が生活基盤であり、業務についても東京が基盤で辰野町には事業展開をするために出張できていたと判断する。本件会社の売上実績を見れば、辰野町との関係だけではないことは明らかである。

- (10) 町委員会は、当選人の仕事の内容として辰野町の農産物販売しか取り上げていないが、東京のオフィスにおいては、経営者としての業務もあり、40店舗以上の飲食店の業務内容など多岐にわたると思われる。
- (11) 住所の認定は客観的居住の事実を基礎とし、これに居住者の主観的居住意思を総合して行うとあり、居住者の辰野町における居住意思は明白とあるが、住民票のある場所には住んでいなかったことは当選人も認めており、家族とともに東京都江戸川区の自宅に居住していたことで、辰野町に客観的居住の事実がないことは明らかである。
- (12) 住所を辰野町の範囲内、生活、活動の基礎としてきた、たつのパークホテルが所在する樋口地籍に有していたと認めることに對し、住民票のある場所に住まず、町内に別の部屋を借りることもなく、普段の生活は妻子の住む東京都江戸川区の自宅で過ごし、業務として出張してきて宿泊していた、たつのパークホテルを住所として認めることはできない。

3 当委員会が認定した事実

申立人、町委員会及び当選人から提出された証拠物件、質問への回答、現住所地等の検証等から次の事実が認められる。

なお、当委員会が当選人に対し本件期間の91日間の内、何月何日にそれぞれどこに寝泊まりしていたか書面による質問を行ったところ、当選人からは「正直覚えていないのがほとんどです。だいたい辰野にいた次の日の夜に東京に戻り、次の日が辰野の日はその昼過ぎに辰野に来ていました。東京と東京の間の休日はおそらく東京がほとんどだったと思います。証拠はないです。」との回答があり、町委員会を通じて提出された証拠物件以外に追加で当選人から提出されたのは会社の決算報告書及び店舗の一覧のみであった。また、東京の妻子の居宅及び東京のオフィスについての検証の実施について、当選人に立会いを依頼したところ、当選人からは「そこまでしていただかなくてもよい」旨の回答があった。こうした状況を踏まえ、当委員会は、町委員会や当選人に対する質問を重ねて行い、検証結果等を基に以下のとおり事実認定を行うものである。

(1) 生活の本拠について

ア 住民票上の住所について

- (ア) 当選人は、令和3年10月12日に上伊那郡辰野町大字横川Aに転入した旨の届出を同年10月13日に行った。前住所地は妻と子どもが居住する東京都江戸川区である。
- (イ) 上伊那郡辰野町大字横川Aに住民票を移した理由について、当選人からは、コロナ禍で飲食店経営の未来が怖く感じ東京における運営だけでは危険と感じたことから、今後は1次産業、6次産業にも目を向けるべきだと感じた。その際に水のきれいな街を探していて辰野町を紹介いただき、会社の移転も視野に入れ物件を探し、差し当たり自分の住民票を移したとの回答があった。
- (ウ) 住民票上の住所の土地及び建物の所有者は全部事項証明書上、本件会社の役員名義となっている。町委員会の弁明書によると、同氏は本件会社の監査役に就任している人物であり、本件会社の会長の親族であるとされている。土地及び建物の全部事項証明書によると同氏は令和3年8月30日に売買で土地及び建物の所有権を取得している。
- (エ) 当選人からは、住民票上の住所の土地及び建物について本件会社が取得した旨回答があった。
- (オ) 当委員会が令和5年9月21日に実施した検証における現地の状況は次のとおりである。
- a 敷地内は草が茂っており、人が出入りしている様子はなかった。
- b 表札はなかった。
- c 郵便受けはあったが郵便物が届いている様子はなかった。当選人は当委員会からの質問に対し郵便物は東京のマンションに転送をかけている旨回答している。
- d 和室6室、キッチン、浴室、トイレ及び納戸があったが、いずれの部屋も整然としており、生活していた様子は見受けられなかった。
- e 業務用と見受けられる椅子が十数脚、テーブルが数卓、一部にビニールがかかった状態で置かれていた。
- f キッチンには冷蔵庫、電子レンジ、ガスレンジ及び食器棚が置かれていた。
- (カ) 当選人は住民票上の住所に居住していないことを認めており、町委員会も決定書でその旨を認めている。
- (キ) 当選人は、住民票上の住所に居住していなかった理由について、当初、食品加工工場を本件会社本店の倉庫跡地に建設予定だったが、水を必要量引けないといった事実がありペンディングになった。これに伴い、辰野町でのプロジェクトもできる範囲のものとなり、当時居住の必要性もなかったためと回答している。
- (ク) 町議会議員選挙の被選挙権について、住所要件が必要であることは承知していたが、住民票があればいいと思っていた。居住実態もゼロではなかったので大丈夫との認識だった旨当選人から回答があった。
- (ケ) 当選人からは、令和3年10月に住民票を当該住所に移してから、当該住所の建物で本件会社業務の関係で関係者と打ち合わせを行ったり宿泊したことはある。宿泊日数は合計で1か月程度である。本件期間中は、当該住所に寝泊まりすることはなかった。挨拶回りの際の休憩や置いてある家財道具の確認程度で足は運んだ旨回答があった。
- (コ) 電気及び水道については、本件会社名義で契約されている。
- (ク) 当選人からは、電気については、令和4年4月20日から8月21日までの間は、本件会社業務の関係で打合せや寝泊まりした際に使用していたが、8月22日以降についてはそうした使用はなく、基本料金のみで電気の使用はない。水道については、令和4年5月以降基本料金のみで使用実績はなく、令和4年12月28日で閉栓されている。ガス及び灯油については使用していない旨回答があった。

(電気の使用状況)

請求年月日	使用期間	使用量	請求金額
令和4年5月23日	4月20日～5月22日	82kWh	2,942円
令和4年6月20日	5月23日～6月19日	62kWh	2,430円
令和4年7月21日	6月20日～7月20日	82kWh	3,037円
令和4年8月22日	7月21日～8月21日	23kWh	1,450円
令和4年9月21日	8月22日～9月20日	0kWh	374円
令和4年10月21日	9月21日～10月20日	0kWh	374円
令和4年11月21日	10月21日～11月20日	0kWh	374円
令和4年12月20日	11月21日～12月19日	0kWh	374円
令和5年1月23日	12月20日～1月22日	0kWh	374円
令和5年2月20日	1月23日～2月19日	1kWh	825円
令和5年3月20日	2月20日～3月19日	0kWh	374円
令和5年4月20日	3月20日～4月19日	0kWh	384円

(水道の使用状況)

請求年月	請求金額
令和4年5月	576円
令和4年6月	576円
令和4年7月	576円
令和4年8月	576円
令和4年9月	576円
令和4年10月	576円
令和4年11月	576円
令和4年12月	576円
令和5年1月	32,959円
令和5年2月	—
令和5年3月	—
令和5年4月	—

(シ) 当選人は選挙後の令和5年4月30日に上伊那郡辰野町大字横川Aから上伊那郡辰野町大字平出に転居しているが、この理由については、選挙に当選し、役場や本件会社が運営しているたつのパークホテルに近い場所に移ったものとの回答があった。なお、転居先の現在の住居にある家財道具は、ほとんど当該住所から移したものであるとの回答があった。

イ 本件会社本店の所在地について

- (7) 本件会社は令和4年9月15日に、本店所在地を東京都港区から上伊那郡辰野町大字横川Bに移転した。
- (イ) 本件会社本店の土地及び建物の所有者は、住民票上の住所と同様、全部事項証明書上、本件会社の役員名義となっている。町委員会の弁明書によると、同氏は本件会社の監査役に就任している人物であり、本件会社の会長の親族であるとされている。土地及び建物の全部事項証明書によると、同氏は令和3年9月3日に売買で土地及び建物の所有権を取得している。
- (ウ) 当選人からは、本件会社本店の土地及び建物について本件会社が取得した旨回答があった。
- (エ) 当委員会が令和5年9月21日に実施した検証における現地の状況は以下のとおりである。
- 会社の敷地内は草が茂っており、人が出入りしている様子はなかった。
 - 敷地の入り口にロープが張られていた。
 - 会社の名称が書かれた看板等はなかった。
 - 従業員はいなかった。
 - デスク等のオフィス家具は数点あったが、使用されている形跡はなかった。

f 家財道具はなかった。

g 電話回線及びインターネット回線はひかれていた。

(ウ) 当選人からは、本件会社本店の倉庫跡地に食品加工工場を建設する予定だったが、水を必要量引けないといった事実があり頓挫したまま現在に至っている。このため、本店のオフィス機能は稼働させる必要はなく手をつけていない旨回答があった。

(エ) 当選人からは、本件会社本店に寝泊まりすることはなかった。倉庫が併設されているため、荷物の移動の際は足を運んだ旨回答があった。

(キ) 電気及び水道については本件会社名義で契約されている。

(ク) 当選人からは、電気使用量は基本料金のみ、動力は加工工場を建設予定だったため契約している。水道の使用は主に当選人が使用したものが本件会社のメンバーで草刈り、掃除等で使用した。ガスや灯油の使用はない旨回答があった。

(電気の使用状況)

請求年月	使用期間	種別	使用量	請求金額
令和4年5月	不明	電灯	不明	596円
		動力	不明	1,144円
令和4年6月	不明	電灯	不明	545円
		動力	不明	1,144円
令和4年7月	不明	電灯	不明	584円
		動力	不明	1,144円
令和4年8月	不明	電灯	不明	624円
		動力	不明	1,144円
令和4年9月	不明	電灯	不明	614円
		動力	不明	1,144円
令和4年10月	不明	電灯	不明	618円
		動力	不明	1,144円
令和4年11月	不明	電灯	不明	946円
		動力	不明	1,144円
令和4年12月	不明	電灯	不明	1,864円
		動力	不明	1,144円
令和5年1月23日	12月20日～1月22日	電灯	108kWh	4,203円
		動力	0kWh	1,144円
令和5年2月20日	1月23日～2月19日	電灯	92kWh	2,990円
		動力	0kWh	1,144円
令和5年3月20日	2月20日～3月19日	電灯	54kWh	1,784円
		動力	0kWh	1,144円
令和5年5月19日	3月20日～4月19日	電灯	23kWh	871円
		動力	0kWh	1,165円

(水道の使用状況)

請求年月	請求金額
令和4年5月	576円
令和4年6月	576円
令和4年7月	576円
令和4年8月	576円

令和4年9月	657円
令和4年10月	1,146円
令和4年11月	1,568円
令和4年12月	1,925円
令和5年1月	2,281円
令和5年2月	2,816円
令和5年3月	3,894円
令和5年4月	3,172円

ウ たつのパークホテルについて

(7) 当選人からは、たつのパークホテルに宿泊したときは、本件会社関係者2、3人と一緒に宿泊することが多かった旨回答があった。

(イ) 宿泊していた部屋は日によって異なる。

(ウ) 当選人からは、令和5年4月1日から本件会社がたつのパークホテルの指定管理者となっている。令和5年4月からの運営開始に向けて令和5年1月頃からたつのパークホテルに宿泊して業務を行うことが多くなった旨回答があった。

(エ) 当選人が町委員会に提出した当選人の滞在を示す資料（以下「滞在表」という。）によると、本件期間の91日間のうち、「辰野パーク」と記載されていたのは24日間、「辰野エルボン」と記載されていたのは1日間、「東京」とされていたのは41日間であり、残りの25日間は公休、冬季休暇と記載されておりその間の滞在先は不明である。

(オ) 当委員会が実施した検証において当選人立会いの下、滞在表、宿泊予約表、領収書及びクレジットカード明細書を突合し確認した結果は次のとおりである。なお、当委員会が宿泊台帳の提示を求めたところ、当選人から宿泊台帳として提示されたものが宿泊予約表であった。

なお、宿泊予約表には本件会社名及び宿泊代表者の氏名のみが記載されていることが多く当選人本人の氏名が記載されておらず、また、領収書及びクレジットカード明細書は会社名義であるため、当選人本人が宿泊していたことまでは特定できなかった。ただし、4月16日から22日については、宿泊予約表に本多社長若しくは社長と記載されていた。

a 当選人からは、滞在表中、「辰野パーク」と記載されている24日間のうち、全て「たつのパークホテル」に宿泊したわけではなく、一連の滞在日の最終日の「辰野パーク」という記載は、たつのパークホテルをチェックアウトした日であり、終日辰野町に滞在していたが、宿泊はしていない旨回答があった。これらの日は、概ね夜遅くに東京のマンションに帰り、東京のマンションで寝泊まりしたとの回答があった。

b 上記aに該当し当選人が滞在はしていたが宿泊していなかったとする日は、2月4日及び12日並びに3月3日及び30日の計4日間である。

c 宿泊予約表及び領収書等の両方で宿泊が確認できた日は、2月2日、3日、9日及び10日並びに3月2日並びに4月16日、17日、18日、19日、20日、21日及び22日の計12日間分である。

d また、3月29日並びに4月12日及び13日の3日間については、領収書等はなかったが宿泊予約表には本件会社名の記載があった。この内、4月12日については滞在表では「東京」と記載されていたが、当選人本人もたつのパークホテルに宿泊したと回答しているものである。

e 上記c及びdのとおり少なくとも宿泊予約表で確認できた日を当選人がたつのパークホテルに宿泊していたと推認すると、その日数は合計で15日間である。

f また、上記aの24日間のうち、宿泊予約表に記載がなく領収書等もないため、たつのパークホテルに宿泊したことが推認できなかったのは、2月11日並びに3月12日、13日、14日、20日及び21日の計6日間である。

(カ) なお、町委員会は、弁明書において、当選人の法第9条第2項に規定する「住所」を辰野町の範囲内、生活・活動の基盤としてきた「たつのパークホテル」が所在する樋口地籍に有していたと認めるとしている。

しかしながら、当委員会が町委員会に対して行った「本件期間中、何月何日に合計何日間宿泊していたと判断しているのか、また、宿泊した事実については領収書等の客観的な証拠で確認しているのか」との質問に対し、町委員会からは「滞在表記載のとおりの日と期間に当選人がたつのパークホテルに宿泊したものと判断している」旨の回答があった。また、「その証拠としては領収書と当選人からの聞き取りである」との回答があった。

前述のとおり、滞在表については、本件期間の91日間のうち、「辰野パーク」と記載されていたのは24日間、「辰野エルボン」と記載されていたのは1日間、「東京」と記載されていたのは41日間であり、残りの25日間は公休、冬季休暇と記載されておりその間の滞在先は不明となっている資料であり、当委員会が確認したとおり、辰野町に滞在しているが宿泊はしていないと判明した4日間も当該滞在表には「辰野パーク」と記載されている。また、町委員会が証拠と説明している領収書等は当委員会に提出されているものと同じのものであり、前述のとおり全ての宿泊日について領収書等が存在するわけではなく、また、領収書及びクレジットカード明細書は会社名義であるため、当選人本人が宿泊していたことまでは特定できないものである。

町委員会は当選人の住民票上の住所地ではなく「たつのパークホテル」が所在する樋口地籍に住所を有していたと認めるとしているにも関わらず、滞在表の記載内容や裏付けとなる領収書等の詳細について十分に確認しないまま、滞在表記載のとおりの日と期間に当選人がたつのパークホテルに宿泊したと判断しているものと認められる。

エ 東京のオフィスについて

(7) 当選人からは本件期間中、仕事が忙しいときに東京都港区のオフィスに泊まった。本件期間中概ね10日程度だったとの回答があった。

(4) 調理器具、家電製品、寝具等の家財道具は一通りそろっており、泊まる時のみ使用しているとの回答があった。

オ 当選人の妻子の居宅について

(7) 東京都江戸川区の妻子の居宅は、当選人本人と妻の共有名義のマンションである。

(4) 妻子の住民票上の住所地は当該マンションであり、当選人が辰野町に住民票を移す前の住所地も当該マンションである。当選人からは、妻子は当該マンションで生活している旨回答があった。

(9) 当選人からは、本件期間中に東京に滞在していた時は当該マンションか、東京都港区のオフィスに寝泊まりしていた。休日もほとんど当該マンションに寝泊まりしていた旨回答があった。東京都港区のオフィスの宿泊については、当選人は仕事が忙しいときに泊まったとしており、本件期間中概ね10日程度だったとの回答があった。

(5) 当選人は、町委員会が審査の申立てが提起された後に当選人に対して行った質問に対する回答として提出した資料に、東京における宿泊先として、「自宅住所：東京都江戸川区（略）」と「オフィス：港区（略）」と記載している。住所要件が争点となっている審査の申立てに係る質問に対して回答した資料に、当該東京都江戸川区のマンションの住所を「自宅住所」と記載しているものである。

(8) また、当選人からは、当該マンションの電気、水道、ガス等の光熱水費の契約者は当選人本人名義となっている旨回答があった。

(6) 衣類や寝具、家電製品、家財道具は当該マンションにも、辰野町、東京都港区のオフィスにもあると回答があった。

カ 当選人の本件期間中の寝泊まりの場所について

本件期間の91日間における当選人の寝泊まりしていた場所を検証において当選人に確認した結果を基に整理すると以下のとおりである。

(7) たつのパークホテルへの宿泊が推認される日 15日間

上記ウの(7)のc、d及びeに記載のとおり。

(4) 当選人は辰野町に宿泊していたとしているものの、ホテルの宿泊予約表及び領収書等で確認できない日 6日間

上記ウの(7)のfに記載のとおり。なお、当選人からは住民票上の住所地、本件会社本店には寝泊まりしていない旨の回答があった。

(9) エルボン辰野への宿泊が確認できた日 1日間

(5) 冬季休暇で当選人が山梨、実家の福島とした日 5日間

(8) 東京都港区のオフィス 10日間程度

(6) 東京都江戸川区のマンション 54日間程度

(2) 本件会社について

ア 本件会社は令和4年9月15日に、本店所在地を東京都港区から上伊那郡辰野町大字横川Bに移転した。

イ 当委員会が令和5年9月21日に実施した検証における本店の状況は以下のとおりである。

(7) 会社の敷地内は草が茂っており、人が出入りしている様子はなかった。

(4) 敷地の入り口にロープが張られていた。

(9) 会社の名称が書かれた看板等はなかった。

(5) 従業員はいなかった。

(8) デスク等のオフィス家具は数点あったが、使用されている形跡はなかった。

(6) 家財道具はなかった。

(3) 電話回線、インターネット回線はひかれていた。

ウ 本件会社の全従業員数は約140人。うち60人はたつのパークホテルの従業員で令和5年4月1日から指定管理業務の開始に伴って雇われた従業員である。残りの80人は東京の支店又は飲食店の従業員である旨当選人から回答があった。

エ 当選人から提出された令和4年度の決算報告書によると売上高は、963,577,958円とされている。

また、「その内、辰野町に関連する事業の割合についても併せて教えてください。」との当委員会の質問に対して当選人からの回答はなかった。

オ 主な事業内容は飲食店の運営であり、運営している店舗数は約30店舗である旨当選人から回答があった。

カ 「本件会社本店の主な業務内容、本店が取り扱う業務の売上高、勤務する従業員数」についての当委員会の質問に対して、「稼働はしていません」との回答があった。

また、本店所在地に食品加工工場を建設する予定だったが、水を必要量引けないといった事実があり頓挫したまま現在に至っている。このため、本店のオフィス機能は稼働させる必要はなく手をつけていないとの回答があった。

キ 「会社のホームページ上は、本社所在地が東京都港区になっていることについて、履歴事項全部証明書の本店所在地と異なる

のはなぜか」との質問に対して、「リニューアルに費用と時間が要するため」との回答があった。

ク 当選人の名刺に記載されている本件会社所在地は東京都港区とされている。

ケ 「東京の支店の主な業務内容、支店が取り扱う業務の売上高、勤務する従業員数」についての質問に対しては、「管理、会計業務」との回答があった。

コ 「代表取締役としての業務についてどのようなものがあるか、また、それらに占める辰野町の農産物に関する業務の割合はどのくらいか」との質問に対し、「店舗、人材における運営管理。業務の割合の数値化は難しい。」との回答があった。

サ 「会社の事業全体で調達する食材の量、それぞれの産地、調達額はどのような状況か。また、それらに占める辰野町の食材の割合はどのくらいか。」との質問に対し、「自治体からの購入は辰野町のみです。野菜がほとんどですので、全体の1割程度かと思えます。」との回答があった。

シ 「辰野町と包括連携協定を締結していますが、辰野町以外の自治体で同様の事例があれば教えてください。また、当該自治体との間で農産物や海産物等の食材を調達しているとすれば、調達している食材の量や調達額を教えてください。」との質問に対し、「令和4年に高知県宿毛市と協定を結ばせていただきました。食材はふるさと納税商品で使用する食材のみになります。」との回答があった。

4 住所認定の判断基準

(1) 民法(明治29年法律第89号)第22条で、「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と規定されている。

(2) 「選挙に関しては住所は一人につき一箇所に限定されるものと解すべきである。」(最高裁昭和23年(オ)第98号・同23年12月18日第二小法廷判決参照)

(3) 「選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、所論のように、私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない。」(最高裁昭和35年(オ)第84号・同35年3月22日第三小法廷判決参照)

(4) 「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできないのである。」(最高裁平成9年(行ツ)第78号・同9年8月25日第二小法廷判決参照)

(5) 「各人が起居の場所としている住居等の所在地が客観的に生活の本拠としての実体を具備しているか否かは、社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合判断されるものと解するのが相当である。」(大阪高裁平成23年(行ケ)第3号・同23年12月20日判決参照)

このような観点から、当委員会は、これらの判決内容を判断基準として、本件期間における当選人の生活の本拠について判断するものとする。

5 当委員会の判断

当委員会は、本件期間における当選人の生活の本拠たる住所について、当選人の生活実態を踏まえ、次のとおり判断する。

生活の本拠となる可能性のある場所について順次判断するものとする。

(1) 住民票上の住所について

当委員会の質問に対し、当選人は本件期間中、住民票上の住所地に寝泊まりすることはなかった旨回答している。当委員会が実施した当該住所地の検証結果は、3 当委員会が認定した事実の(1)のイに記載のとおりであり、生活していた様子は見受けられなかった。

また、当選人は住民票上の住所にある建物を本件会社で購入したとしている。電気及び水道についても本件会社名義で契約しており、電気については、本件期間における使用は基本料金程度である。水道については、令和4年5月以降基本料金のみで使用実績はなく、令和4年12月28日で閉栓されている。ガス、灯油についても使用していない旨の回答があった。

さらに、当選人からは住民票上の住所に配達される郵便物は東京のマンションに転送をにかけているとの回答があった。

当選人は、令和3年10月13日に辰野町に転入した旨の届出をしてから令和4年8月までの間に、住民票上の住所の建物で本件会社業務の関係で関係者と打ち合わせを行い、宿泊したことはあるとしているものの、宿泊日数は合計で1か月程度と回答している。

また、住民票上の住所に居住していなかった理由について、当初、食品加工工場を本件会社本店の倉庫跡地に建設予定だったが、水を必要量引けないといった事実がありペンディングになった。これに伴い、辰野町でのプロジェクトもできる範囲のものとなり、当時居住の必要性もなかったためと回答している。

これらの事情を総合すると、当選人は本件期間中、住民票上の住所に居住していたものとは認められない。

町委員会の異議の申出に対する決定書においても、当選人は住民票上の住所に居住していないことを認めているとされており、また、町委員会もその旨を認めている。

この点について、争いはなく、以上のとおり、当選人の生活の本拠としての住所が住民票上の住所にあるとは認められない。

(2) 本件会社本店の所在地について

当選人は本件会社本店に寝泊まりしたことはなかったと回答している。

また、当委員会が実施した検証結果は、3 当委員会が認定した事実の(1)のイに記載のとおりであり、敷地の入り口にロープが張られており、人の出入りしている様子はなかった。建物内も、デスク等のオフィス家具は数点あったが、使用されている形跡は一切なく、会社としての実態は認められなかった。加えて、家財道具等もなく、人が住めるような状況ではなかった。

当選人からは当委員会の質問に対し、本件会社本店の倉庫跡地に食品加工工場を建設する予定だったが、水を必要量引けないといった事実があり、頓挫したまま現在に至っている。このため、本店のオフィス機能は稼働させる必要はなく手をつけていないとの回答があった。

町委員会は弁明書において、本件会社の本社所在地は、上伊那郡辰野町大字横川Bとされており、ここには本件会社が所有する民家があり当選人は本件会社の本社としてこの民家も利用していたと弁明しているが、当選人本人が回答しているとおり本店のオフィス機能は稼働されておらず、当委員会の検証においても、本件会社の本店として当該民家を利用している実態は認められなかった。

さらに、町委員会は、弁明書で当選人は辰野町に宿泊する際はたつのパークホテルを利用していたが、それ以外にも本件会社の本社等にも生活していたことが認められるとしているが、当選人の回答及び当委員会の検証結果から「本件会社の本社等にも生活していた」という実態は認められない。

以上のとおり、当選人の生活の本拠としての住所が本件会社本店の所在地にあるとは認められない。

(3) たつのパークホテルについて

町委員会は、本件会社は、辰野町において生産される農作物等の食材を本件会社が展開している首都圏の飲食店で使用することを営業目的としていたことから、辰野町を拠点とした生活と辰野町にて生産された食材を店舗のある首都圏でマルシェ展開するために首都圏にて活動していたものであり、その活動の主体は、辰野町で生産された食材を本件会社が展開する首都圏の飲食店で使用・販売するということから、たつのパークホテルを基盤にして、東京にいる時は、江戸川区の妻子の居宅に宿泊しながら、首都圏にて本件会社の営業活動のために宿泊を伴う業務活動に従事していたものと主張している。

しかしながら、本件期間の91日間における当該ホテルへの宿泊日数は、3 当委員会が認定した事実の(1)のみに記載のとおり、宿泊予約表で確認できた日を当選人がたつのパークホテルに宿泊していたと推認するとして、その日数は合計で15日間である。

また、当選人が当該ホテルに宿泊したと主張している日のうち、宿泊予約表に記載がなく領収書もないため、たつのパークホテルに宿泊したことが推認できなかった6日間を加えたとしても、合計で21日間である。

エルボン辰野に宿泊した日が1日間、冬季休暇で山梨、福島に滞在した日が5日間、仕事が多忙だった日に東京都港区のオフィスに寝泊まりしたのは10日間程度であるので、91日間のうちこれらを除いた54日間程度は東京都江戸川区のマンションに寝泊まりしていたものと推認される。

町委員会からは、たつのパークホテルを基盤としているとの主張に係る客観的な根拠については示されておらず、上記のとおり91日間のうち、21日間の宿泊で、たつのパークホテルを生活の基盤としていたとは判断できない。

町委員会は、本件会社は辰野町において生産される農作物等の食材を本件会社が展開している首都圏の飲食店で使用することを営業目的としていたことから、辰野町を拠点とした生活と辰野町にて生産された食材を店舗のある首都圏でマルシェ展開するために首都圏にて活動していたものであると主張するが、本件会社が辰野町等と協働で開催していた辰野町の魅力を全国に発信する「極・辰野プロジェクト」は12月1日から28日まで新宿会場で、1月17日から30日まで丸の内会場で、それぞれこの期間のみ開催されていたイベントである。

当選人は、当委員会の質問に対して、たつのパークホテルに宿泊した目的は主にたつのパークホテルの運営開始の準備のためであると回答している。また、たつのパークホテルに宿泊したときは、本件会社の従業員2、3人と一緒に宿泊することが多かった旨回答している。町委員会から証拠書類として提出された当選人が作成した資料「時系列」においても、令和5年4月1日から本件会社がたつのパークホテルの指定管理者となることとなったため、同年4月の運営開始に向けて同年1月頃からたつのパークホテルに宿泊して業務を行うことが多くなったと記載されている。

これらを総合すると、たつのパークホテルへの宿泊については、主に令和5年4月1日からのたつのパークホテルの指定管理者としての運営開始に向けた準備業務のため、従業員とともに辰野町を訪れ、たつのパークホテルに宿泊していたと判断するのが妥当であり、当選人の生活の本拠としての住所がたつのパークホテルにあるとは認められない。

(4) 東京のオフィスについて

当選人は本件期間中、仕事が忙しいときに東京都港区のオフィスに泊まったとしており、本件期間中概ね10日程度だったと回答している。当選人の生活の本拠としての住所が東京都港区のオフィスにあるとは認められない。

(5) 当選人の妻子の居宅について

東京都江戸川区の妻子の居宅は、当選人本人と妻の共有名義のマンションであり、当選人が住民票を上伊那郡辰野町大字横川Aに移転する前の住所地でもある。

当選人は当委員会からの質問に対し、妻子は当該マンションで生活している旨回答しており、当選人自身も、本件期間中に東京に滞在していた時はこのマンションか、東京都港区のオフィスに寝泊まりしていた旨回答している。さらに、休日もほとんどこのマンションに寝泊まりしていた旨回答している。

また、当選人は、町委員会が審査の申立てが提起された後に当選人に対して行った質問に対する回答として提出した資料に、東京における宿泊先として、「自宅住所：東京都江戸川区(略)」と「オフィス：港区(略)」と記載しているとおり、当選人自身も東京都江戸川区のマンションを「自宅」と認識していることがうかがえる。

さらに、当選人は、当該マンションの電気、水道、ガス等の光熱水費の契約者は当選人本人名義である旨回答している。

当選人の本件期間中の寝泊まりの場所については前述のとおりであり、本件期間の91日間におけるたつのパークホテルでの宿泊は、宿泊予約表や領収書等で確認できない日を含めても21日間であるのに対し、仕事が多忙で東京都港区のオフィスに寝泊ま

りした10日間程度を除き、東京の妻子の居宅であるマンションにおける寝泊まりは休日も含め54日間程度であると推認される。

住所の認定に当たっては、「各人が起居の場所としている住居等の所在地が客観的に生活の本拠としての実体を具備しているか否かは、社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合判断されるものと解するのが相当である。」(前掲大阪高裁平成23年12月20日判決参照)とされ、また、「逐条解説公職選挙法」においても、「起居、寝食、家族同居の事実 これらの事実は、いずれも住所の認定に当たって、もっとも重視すべき事項であり、他に特別の事情がない限り、「現に起臥しているところ」に住所を認定すべきことは、さきに述べたとおりである。判例も「たとえ他に事務所を有し、そこで社交上、経済上、政治上の活動を営んでいるとしても、それだけでは、そこに住所があるといえない」とし、現に家族とともに起臥しているところに住所があるものと認定している(昭二七、一〇、一七名古屋高裁その他。)(黒瀬敏文=笠置隆範「逐条解説公職選挙法(改訂版)」(上)(2021年)93頁)と解説されている。

以上の判例や「逐条解説公職選挙法」を踏まえ、本件の客観的な状況を鑑みると、当選人は、普段は東京において仕事をしており、その際は、家族の住む東京のマンションで生活し、たつのパークホテルの運営開始の準備など辰野町関連の仕事で従業員とともに辰野町に出張で訪れた際には、主にたつのパークホテルに宿泊していたものと判断するのが妥当と考えられ、本件期間中における当選人の生活の本拠としての住所は東京都江戸川区のマンションにあったと認められる。

なお、当選人の住民票上の住所は、令和3年10月に当該マンションの住所である東京都江戸川区から上伊那郡辰野町大字横川Aに移転されているが、これについては、「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできないのである。」(前掲最高裁平成9年8月25日第二小法廷判決参照)とされていることにも留意すべきである。

(6) 町委員会の決定書、弁明書、当委員会への回答について

町委員会は決定書で、以下のとおり述べている。

ア 当選人自身が住民票上の住所地には居住していないことを認めた上で辰野町に住所があると反論している以上、辰野町横川地籍に当選人が居住していたかどうかは、本件の争点から除外されることとなる。

イ 当選人が辰野町と首都圏を往復する生活を送る中で、辰野や東京のホテルに宿泊していたのは、言うまでもなく、辰野町に本社を置いた本件会社が辰野町で生産された農作物を本件会社が首都圏で展開する飲食店にて使用し、客に提供する目的だからである。

ウ 当選人のこのような辰野町と東京のホテル住まいの生活は、本社が辰野町にある本件会社の社長として辰野町で生産された農作物を首都圏の飲食店で客に提供するためであり、その生活や事業の基盤は辰野町にあるという他ない。

エ 当選人が東京のホテルに宿泊する目的は、辰野町に本社がある本件会社が辰野町の農産物を首都圏の飲食店で利用するためのみであるから、当選人の生活の全ては辰野町にあるとあって差し支えない。

オ しかも、実際に、当選人は、引き続き3か月以上住所を有するとされる要件についても、東京のホテルにも宿泊しながら、辰野町内のホテルに宿泊しているし、その他には特定の居住場所は存在しないのである。

カ 当選人は、辰野町にある本件会社の社長として辰野町の農産物を首都圏の飲食店で利用し、客に提供するために東京のホテルで宿泊していたものであり、その生活の基盤や事業活動の基盤は辰野町以外には存在しないと断言できる。

キ よって、その他の証拠を判断する必要もなく、既述した、最高裁判所の昭和35年3月22日第3小法廷判決での判例が判示するところの「選挙権の要件としての住所については、その人の生活にもっとも関係の深い一般生活、全生活の中心をもって、その者の住所と解すべく、私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない」という観点からすると、当選人の住所は辰野町の範囲にあったと認められる。

以上のとおり、町委員会は決定書において、当選人が住民票上の住所には居住していないことは認めた上で、辰野町の範囲に住所があったと判断しているにも関わらず、辰野町のどこに住所があったか、また、どのような客観的根拠に基づきどのように判断したかについては示されていない。この点について、当委員会から町委員会に対して質問したところ町委員会の回答は以下のとおりであった。

ク 町委員会は、本件会社が辰野町を基本とする会社であるとどのような客観的根拠に基づき判断しましたか。

この質問に対する町委員会回答は、以下のとおりであった。

(7) 辰野町に本店を置いていること。

(イ) 辰野町の生産野菜を販売していること。

(ウ) 辰野町に従業員がいること。

(エ) 東京にて辰野町の生産野菜を、店舗及びイベントを通じて宣伝していること。

ケ 本件会社全体の事業内容や事業規模、売上高等に占める辰野町に関連する事業の割合を勘案した上で、辰野町の農産物等を首都圏で販売等することが会社としての基本であると判断していますか。勘案したとすれば、本件会社全体の事業内容や事業規模、売上高等はどの程度で、その内、辰野町の農産物等に係るものはどの程度ですか。

この質問に対する町委員会の回答は、以下のとおりであった。

(7) 本件会社が、辰野町産の野菜等を東京の店舗で販売していることが本件会社の基本的姿勢と判断しているが、店舗の売上となると、酒、肉、魚介類等の売上が多く、辰野町産の野菜の売上割合は高くない。

(イ) しかし、野菜の範囲における辰野町産の売上は、実績が浅いため把握が難しいが今後は7割程度を目標と当選人から聞いている。

上記クに対する町委員会の回答のとおり、町委員会は辰野町に本店を置いていることを辰野町を基本とする会社であることの根拠としているが、履歴事項全部証明書上の本店所在地が辰野町となつてはいるものの、前述のとおり、本件会社本店については会社としての実態を有しておらず、この点については当選人本人が本店は稼働していないと認めている。

また、町委員会は、辰野町に従業員がいることも根拠としているが、前述のとおり、本件会社本店には従業員はおらず、この点についても当選人が認めているところである。なお、当選人は、本件会社の全従業員は約140人であり、うち60人はたつのパークホテルの従業員で、令和5年4月1日から指定管理業務の開始に伴って雇われた従業員である。残りの80人は東京の支店、飲食店の従業員であると回答している。

町委員会は、辰野町産の野菜等を東京の店舗で販売していることが本件会社の基本的姿勢と判断しているとするものの、決定書、弁明書、当委員会からの質問に対する回答のいずれにおいてもその客観的な根拠が示されていない。

また、町委員会は、最高裁判所の昭和35年3月22日第3小法廷判決での判例が判示するところの「選挙権の要件としての住所については、その人の生活にもっとも関係の深い一般生活、全生活の中心をもって、その者の住所と解すべく、私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない」という観点からすると、当選人の住所は辰野町の範囲にあったと認められると主張しているものの、私生活面の住所、事業活動面の住所等それぞれについての根拠及び見解が示されておらず、この判例の観点からなぜ町委員会の結論となったのか、明確に示されていない。町委員会は当選人の私生活面の居住実態について十分に考慮せず、単に当選人が社長を務めている本件会社の本店が辰野町に所在しており、辰野町の農産物等の販売をしていることから、当選人の住所は辰野町にあると主張している。

なお、町委員会の主張は、決定書の段階と弁明書の段階で住所認定に係る重要な事項について食い違いが見られる点について付け加えておく必要がある。

まず、1点目は、町委員会は、決定書においては、当選人が住民票上の住所地には居住していないことを認めた上で、辰野町に住所があると判断していたものの、辰野町のどこに住所があるのかも示しておらず、その客観的な根拠も示していなかった。弁明書の段階で、法第9条第2項に規定する当選人の「住所」を辰野町の範囲内、生活・活動の基盤としてきた「たつのパークホテル」が所在する樋口地籍に有していたと認める。」としたものである。

2点目は、当選人の東京に泊まる場合の宿泊先について、決定書の時点では、東京の「ホテル」に宿泊していたとされ、その他には特定の居住場所は存在しないと示されていたものの、弁明書では、当選人の妻と子がいる東京都江戸川区の妻子の居宅であると変更されている。町委員会は、この点について、当委員会の質問に対し、町委員会の決定に対する本件審査の申立てがされた後に、再度当選人に状況を確認した結果、家族構成、東京の居宅の存在を把握したと回答している。

3点目は、決定書では、「東京のホテルにも宿泊しながら、辰野町内のホテルに宿泊しているし、その他には特定の居住場所は存在しない」としていた点について、弁明書では当選人が辰野町に宿泊する際は「たつのパークホテル」を利用していたが、それ以外にも本件会社の本社等にも生活していたことが認められるとした点である。この理由について、当委員会の質問に対し、町委員会からは、当選人の供述によれば本件会社の本店所在地（上伊那郡辰野町大字横川B）にて事務的業務をしていたということからである。ただし、本店所在地には宿泊していないので、住所地とは考えていないとの回答があった。「事務的業務」をしていたという当選人の供述をもって、「生活」していたと回答しているということになる。

以上のとおり、町委員会の決定書における住所認定に係る重要な事項について、弁明書の段階で変更されているものである。

いずれにしても、住民票上の住所、本件会社本店の所在地、たつのパークホテルのいずれも生活の本拠としての住所とは認められない。

6 結論

以上から、当選人は、本件期間、引き続き辰野町において客観的な生活の本拠たる実態を具備していなかったと認められ、本件選挙における被選挙権を有していなかったと判断することができる。

したがって、当選人の住所は辰野町の範囲にあると認め当選人の当選を有効とした原決定は取り消されるべきものである。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

令和5年10月26日

選挙管理委員会